**平成２３年（フ）第２７８号**
盛岡市東安庭１丁目17番13号
債務者　尹　　成鉄
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第３１２号**
盛岡市清水町12番33―２Ａ号
債務者　赤石　光次
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１９号**
長崎県対馬市厳原町宮谷132番地１　釜山アパート２－１
債務者　小島スミヱ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２３年（フ）第１５９４号**
名古屋市北区東味鋺１丁目2713番地　Ｇｒｅｅｎ　Ｂｅｌｌ202号
債務者　永井　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３６号**
神奈川県逗子市桜山７丁目４番４号　桜山ビィラ201
債務者　近藤美知子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１５８号**
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目12番地
債務者　白井和歌子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１６８号**
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目36番２号
債務者　鈴木　千鶴
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第３２６号**
神奈川県横須賀市根岸町４丁目３番１号
債務者　仲根　あい
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第３４７号**
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目18番地　グラン・ドムール湘南汐入703
債務者　伊豆田三枝子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第７５７号**
神戸市兵庫区湊町１丁目75番地　第二ひろみ荘１階10号
債務者　園部　義博（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８２９号**
神戸市垂水区本多聞４丁目１番254―1203号、従前の住所神戸市須磨区白川台３丁目38番地の18
債務者　山下　嬉子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８１６号**
埼玉県朝霞市栄町２丁目１番５号　グリシーヌ朝霞406
債務者　石田　則和（旧姓箭内）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第８７３号**
さいたま市見沼区東大宮４丁目59番地１　セザール東大宮308号、住民票上の住所福島県白河市小田川上早稲田58番地１
債務者　三浦　賢司
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９２８号**
さいたま市中央区本町東６丁目３番25号　パルデンス菱田201号
債務者　高橋　史朗
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０１３号**
埼玉県さいたま市大宮区桜木町４丁目457番地９
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１０９号**
埼玉県志木市本町６丁目17番８―207号
債務者　島田　正枝
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１２０号**
さいたま市南区大字大谷口1079番地28
債務者　池上　喜治
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係